

国自整第106号の2
令和6年8月6日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」
の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年8月1日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日付け自整第54号）の一部改正について

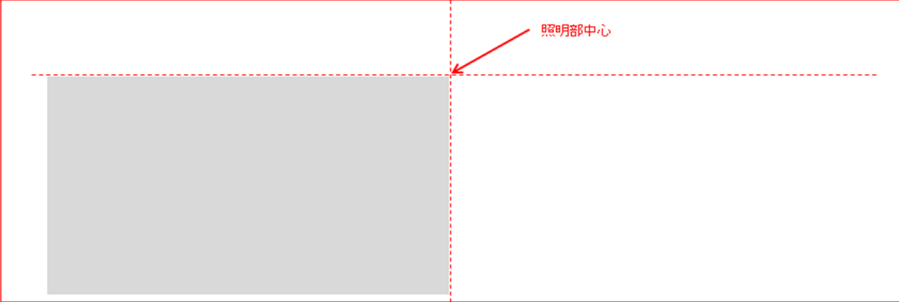
新旧対照表

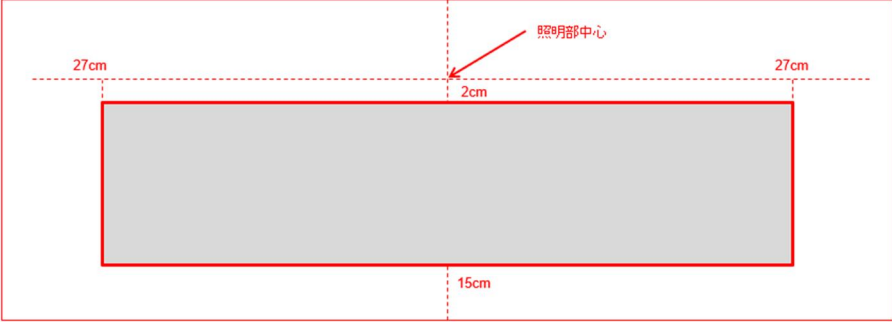
(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違</p>	<p style="text-align: right;">国自整第54号 平成27年6月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて</p> <p>整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違</p>

新	旧
<p>い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。(略)</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合(ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ</p>	<p>違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。</p> <p>一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ9割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において7割を超え、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。</p> <p>2. 検査方法及び判定基準</p> <p>(1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合</p> <p>原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合</p> <p>次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。</p> <p>なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。</p> <p>ア 適切に光度を測定できない場合</p> <p>イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合</p> <p>ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合(ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる)</p> <p>[測定方法]</p> <p>① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ</p>

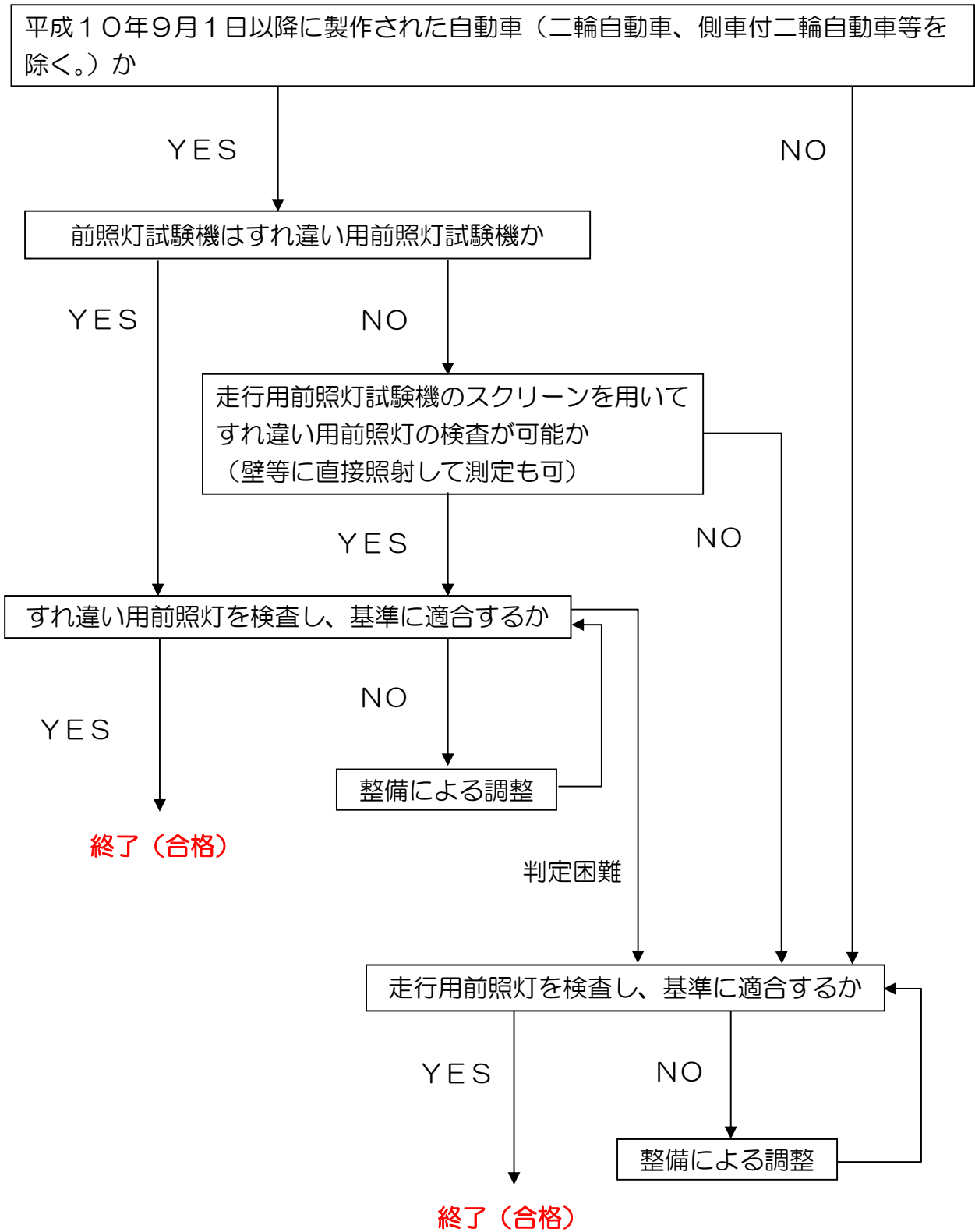
新	旧
<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、④による。</u></p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕</p> <p>自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。</p> <p>④ <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、上記④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。</u></p> <p><u>(i) 光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。※図1参照</u></p>	<p>せる。</p> <p>② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、<u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、④による。</u></p> <p>③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕</p> <p>自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。</p> <p>④ <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。</u></p> <p>〔判定基準〕</p> <p>① エルボ一点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。</p> <p>② <u>明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。</u></p>

新	旧
<p>(ロ) <u>光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線(標準位置は下方10cm)(当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあつては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線(標準位置は下方15cm))並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内(標準位置は照明部中心を通る垂直線上)にあること。※図2参照</u></p> <p>③ <u>光度測定点</u>における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図3参照</p> <p>〔図1〕②(イ) 最高光度点の判定基準</p> 	<p>③ <u>光度測定点(路面点相当)</u>における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図1参照</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>〔図2〕②(ロ) 10mの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合）</u></p>  <p style="text-align: center;">(数値は灯火器中心からの距離を示す)</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>〔図3〕 10mの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合）</u></p> <p>図（略）</p> <p>〔壁等を用いた測定〕</p> <p>壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー一点）の標準位置を太線で示してある。</p> <p><u>※図4参照</u></p> <p><u>〔図4〕 測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合）</u></p> <p>図（略）</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ</p> <p><u>別紙1へ</u></p> <p><u>附則（令和6年8月6日 国自整第106号）</u></p>	<p><u>〔図1〕 10mの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合）</u></p> <p>図（略）</p> <p>〔壁等を用いた測定〕</p> <p>壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方5m又は3mの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー一点）の標準位置を太線で示してある。</p> <p><u>※図2参照</u></p> <p><u>〔図2〕 測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが1m以下の場合）</u></p> <p>図（略）</p> <p>参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ</p> <p><u>別紙1へ</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<u>1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。</u>	

(旧)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

(新)

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

